重要なお知らせ

自動捕捉式はかり

自動重量選別機　**計量値付け機**　**質量ラベル貼付機**

（目量10mg以上、目盛標識100以上、ひょう量5kg以下）

を使用している事業者の皆様へ

令和9年4月からの使用制限（検定義務化）に向け

令和8年中（年内）の受検に御協力ください





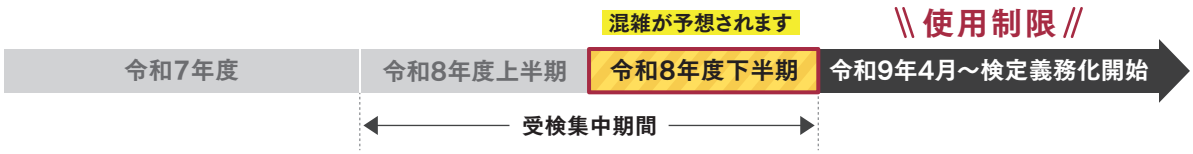
令和8年度中に検定に合格できない場合は、取引又は証明における計量に使用することができなくなります。

自動捕捉式はかりを「取引・証明」に使用するためには、計量法第16条の規定により、検定に合格しなければなりません。

「既に使用している自動捕捉式はかり」の検定の受検期限（令和9年3月末）が迫っています。

受検期限直前に受検申請が集中すると、御希望のスケジュールどおりに、検定を受検できないおそれがあります。自動捕捉式はかりを「取引・証明」に使用している事業者の皆様は、できる限り、令和8年中（年内）に「指定検定機関」での検定受検をお願いします。

【検定スケジュール】



問い合わせ先

経済産業省 イノベーション・環境局 計量行政室　〒100-8901　東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

03-3501-1688　bzl-metrology-policy@meti.go.jp

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

詳しくはサイトをご確認ください

計量行政　検索

令和8年中（年内）の検定受検に関する御協力のお願い

［連絡先］▲▼県計量検定所　〒000-0000　▲▼県〇〇〇市〇〇〇9－9－9

TEL.000－000－0000　Mail.xxxxxxxx@xxxxx.xxx.xxx

よくいただく質問

Q「検定の対象となる自動捕捉式はかり」とは

目量が10ミリグラム以上であって、目盛標識の数が100以上のものであり、ひょう量が5キログラム以下の、次のものが検定の対象となります。
なお、非自動はかりとして、定期検査済証印、検定証印等が付されたものは、自動はかりの検定対象外となります。

○**自動重量選別機**（製品を、その質量と基準設定値との差に応じて、複数のサブグループに分類する自動はかり）

○**計量値付け機**（製品の表示質量値及び単価を基に料金を計算してラベルを、製品に貼り付ける自動はかり）

○**質量ラベル貼付機**（製品の質量の計量値のラベルを、製品に貼り付ける自動はかり）



Q「取引又は証明における計量に使用」とは

「取引」とは、「有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為」をいい、「証明」とは、「公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること」をいいます。

Q「既に使用している自動捕捉式はかり」とは

令和6年（2024年）4月1日を基準日として、それよりも前から事業所等で、取引又は証明における計量に使用されていた「自動捕捉式はかり」をいいます。

指定検定機関及びその連絡先

令和8年7月14日現在、次の5事業者が自動捕捉式はかりの指定検定機関として指定されています。
検定のお申し込み先は、以下のとおり。

㈱寺岡精工 / ㈱デジアイズ

03-3752-5601

https://www.teraokaseiko.com/jp/support/verification/

略号：TRK

大和製衡㈱

078-918-6605

https://www.yamato-scale.co.jp/support/verification/

略号：YGV

アンリツインフィビス㈱

046-296-6585

https://www.anritsu.com/ja-jp/anritsu-infivis/verification

略号：AIV

全国自動はかり検定㈱

03-6758-5571

https://www.jcw-co.jp/

略称/略号：JCW

（一社）日本海事検定協会

045-271-8864

https://www.nkkk.or.jp/hakarikentei/

略号：NKK